



Vol.142

# トクちゃん新聞

8月号

ママに水分補給しましょう～！



令和1年8月7日発行

株式会社繁盛会計  
徳野会計事務所

〒530-0054

大阪市北区南森町1-4-19  
サウスホレストビル9階

tel: 06-6809-2205

fax: 06-6809-2206

URL: <https://www.ft-tax.com/>

mail: [info@ft-tax.com](mailto:info@ft-tax.com)

## ◆ 消費税セミナー

徳野



9月11日に「**改正直前 消費税セミナー**」を開催します。改正の内容と経理処理上の注意点を伝えさせていただきます。同時に、**弥生株式会社様**にご協力いただき、「**領収書をスキャンすると自動的に弥生会計で仕訳される**」というツールのご紹介もさせていただこうと思っております。すでにたくさんのお申込みをいただいておりますが、まだまだお席には余裕がありますので、奮ってご参加ください。

## ◆ 勘で書いてます…



もともと**強度の近視**で0.1を切っただけでいふんになります。コンタクトを装着することで何ら**不自由なく生活**してきました。ところが、45歳を過ぎてから、**特にこの半年、急激に老眼が進み**文字がかなり見づらくなってきました。**普段は度数を弱めて**手元を見やすくしていますが、遠くに合わせたコンタクトをしてるゴルフ場ではスコアカードもほぼ、勘で？書いてます…  
一方、**今年86歳になる母**は目が強いようで、**1日中読書しても大丈夫**とのこと。こういうところは似たかったな～。。。

## ◆ 消費税税率8%→10%のタイミング

北岡



予定では今年**10月1日以降**に行われる軽減税率対象取引以外の消費税の対象取引には**新税率10%が適用**されることとなります。

では厳密に**何時から**新税率は適用されるのでしょうか？

原則：**10月1日0時以降**の取引は**10%**が適用

例外：**通常の売上締め時間**までは**8%**、それ以降は**10%**

24時間営業のコンビニや深夜営業している飲食店、鉄道、タクシー、インターネット取引など**日付をまたいで営業**している場合は**継続的に処理している**という条件つきですがその法人ごとの**売上の締め時間**によって8%で処理しても差し支えはないようです。



## ◆ うちには関係ないと思いませんか？ 軽減税率制度への対応準備

広島



令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと上げられると同時に、軽減税率制度が始まります。軽減税率が始まれば、対象品目は**軽減税率の8%**、それ以外は**10%**という**2種類の消費税率**が日々の取引で出てくることになります。

「対象品目の**飲食料品**等をうちでは売ってないから、関係ないよね」と、お考えではないですか？

ところが！会議のためにお弁当を購入されたりしませんか？ 差入にお菓子やジュースを購入されませんか？

経理をする場合には、**軽減税率の8%**と**10%**を**区分して登録**していかなければいけません。

今までの日本にはなかった複数税率の制度です。徳野会計事務所では、

9月11日(水)に「**改正直前 消費税セミナー**」と題して、改正の要点と経理処理についてまとめたセミナーを開催します。

経理ご担当者様向けの内容になっていますので、是非お気軽にご参加ください。



## ◆ 税務スケジュール(8月)

喜多



8月13日(火)

・7月分源泉所得税・住民税特別徴収分の納付

9月2日(月)

- ・7月分社会保険料の納付
- ・6月決算法人 法人税・消費税の確定申告と納税
- ・12月決算法人 法人税・消費税の予定申告と納税
- ・9月・12月・3月決算法人 3ヶ月ごとの消費税の中間申告

- ・個人の事業税納付(第1期分)
- ・個人の住民税納付(第2期分)
- ・個人事業者の消費税中間申告



## ◆ 内容を変更したくない仕訳データには、「入力制限」をかけましょう！

大熊

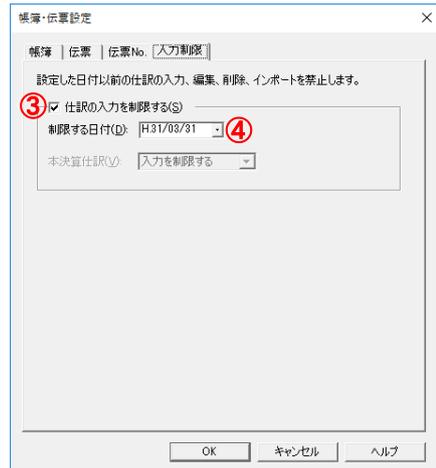


弥生会計をお使いの皆さまへ。こんなご経験はありますか？

『前期のデータを見ている途中、仕訳の内容を変えてしまった！  
決算書とも数字が合わなくなってしまう、もどに戻すのに一苦労…。』

またやってしまうかも？ やったことないけど自分もやってしまうかも？ とご心配な方は、  
**前期以前の仕訳データへ入力制限**を掛けておきましょう！

- ① 弥生会計の事業所データを開きます。
- ② メニューバーより、『設定』→『帳票・伝票設定』を選択します。
- ③ 『入力制限』タブの、『仕訳の入力を制限する』にチェックします。
- ④ 『制限する日付』で、前期の決算日を選択します。  
これで、前期決算日以前の仕訳の入力、編集、削除、インポートが出来なくなります！



毎月会計データを締められている会社様であれば、  
締めた月毎に入力制限をかけることも可能です。是非ご活用ください。

## ◆ 消費税のかからない取引って実はこんなにあるんです

永山



消費税の軽減税率制度導入予定の10月1日まであと2ヶ月を切りました。消費税率が上がるもの・上がらないものに注目しがちですが、普段の経理処理で頻出する「消費税のかからない取引」をおさらいしてみましょう。

- ・土地の譲渡及び貸付け
- ・有価証券等の譲渡
- ・預貯金や貸付金の利子、信用保証料、信託報酬、保険料など
- ・印紙、証紙の譲渡
- ・小切手、約束手形、商品券、ビール券、プリペイドカードなどの譲渡
- ・国、地方公共団体等が徴収する行政手数料
- ・外国為替業務に係る役務の提供
- ・住宅の貸付け

非課税取引

- ・冠婚葬祭の祝い金、見舞金、ご祝儀、香典
- ・資産の無償での貸付
- ・損害賠償金、交通事故の示談金
- ・贈与(自家消費などは除く)や寄付金
- ・税金の支払い
- ・株式配当
- ・受取保険金

不課税取引



上記はほんの一部ですが、日々の仕訳入力のご参考にいただければ幸いです。

## ◆ スタッフより

喜多



初めまして。  
今年の4月に入社いたしました喜多紗矢佳と申します。

会計事務所での業務は未経験のため、知識不足ではありますが、事務所の皆様にご指導いただき、一から勉強させていただいています。  
皆様からご指導いただけることに感謝しながら、日々の業務に取り組んでいきたいと思っております。

少しでも早くお客様や事務所の皆様のお役に立てるように精進して参ります。  
どうぞよろしくお願いいたします。

## ◆ クイズ

岩佐



令和元年10月から消費税の軽減税率制度が始まります。

- ① 飲食店で、お客様が注文したお料理の残りを折り詰めにして持ち帰るサービスを行った場合、この持ち帰り分については、軽減税率の適用対象となる？ ならない？
- ② 移動販売のフードトラックで買った軽食を近くの公園のベンチで食べた時は軽減税率の適用対象となる？ ならない？

答え ① ならない。

この場合、その場で飲食するために提供されたものは、「食事の提供」に該当し、その後持ち帰ることにしても「飲食料品の譲渡」に該当せず軽減税率の適用対象とはなりません。

② なる。

近くにあるのが、誰でも利用できるような公園のベンチであればフードトラックの飲食設備とはみなされません。外食には該当しないので軽減税率の適用対象となります。

※もし、事業者が設置したベンチであったり、公園管理者との合意があって利用出来るベンチであれば、飲食設備とみなされ軽減税率の適用対象とはなりません。